

四半期報告書

(第48期第1四半期)

自 平成25年10月1日

至 平成25年12月31日

株式会社TKC

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 8
- (2) 新株予約権等の状況 8
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 10
- (4) ライツプランの内容 10
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 10
- (6) 大株主の状況 10
- (7) 議決権の状況 11

2 役員の状況 11

第4 経理の状況 12

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 13
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 15
 - 四半期連結損益計算書 15
 - 四半期連結包括利益計算書 16

2 その他 19

第二部 提出会社の保証会社等の情報 20

[四半期レビュー報告書] [確認書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【四半期会計期間】	第48期第1四半期（自平成25年10月1日至平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028) 648-2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03) 3235-5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第47期 第1四半期連結 累計期間	第48期 第1四半期連結 累計期間	第47期
会計期間	自平成24年 10月1日 至平成24年 12月31日	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日	自平成24年 10月1日 至平成25年 9月30日
売上高（百万円）	11,368	11,322	53,115
経常利益（百万円）	528	800	6,186
四半期（当期）純利益（百万円）	265	447	3,685
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	728	842	4,674
純資産額（百万円）	54,061	57,717	57,421
総資産額（百万円）	65,399	69,022	72,723
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	9.95	16.81	138.44
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	9.94	16.78	138.19
自己資本比率（％）	80.6	81.6	77.1

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ）は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

I 経営成績

株式会社TKCおよびその連結子会社等4社を含む連結グループの当第1四半期連結累計期間における経営成績は、売上高が11,322百万円（前年同四半期連結累計期間比（以下、前期比）0.4%減）、営業利益は737百万円（前期比56.1%増）、経常利益は800百万円（前期比51.4%増）、四半期純利益は447百万円（前期比68.7%増）となりました。

当第1四半期連結累計期間における業績については、期初の計画通り、売上高は前第1四半期連結累計期間と比較して微減、営業利益、経常利益は前第1四半期連結累計期間と比較して増加となりました。売上高等の減少の理由は、前第1四半期連結累計期間において地方公共団体事業部門および印刷事業部門において選挙関連業務の受注がありました。当第1四半期連結累計期間においては選挙がなかったことによるものです。なお、営業利益、経常利益、四半期純利益が前第1四半期連結累計期間と比較して増加した要因は、売上原価が減少したこと、および地方公共団体事業部門において第50期（平成28年9月期）に出荷を予定する次期TAS Kクラウドサービスの開発が進んでおり、ソフトウェア開発費用の資産計上額が増加していることによります。

当第1四半期連結累計期間における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

1. 当社グループの当第1四半期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

- ①会計事務所事業部門における売上高は8,909百万円（前期比4.7%増）、営業利益は1,014百万円（前期比8.7%増）の業績となりました。
- ②TKC会員事務所向けのコンピュータ・サービス売上高は前期比5.4%増となりました。
これは、FX4クラウドをはじめとするクラウドサービスの導入が伸展していることによるものです。
- ③TKC会員事務所向けおよびその関与先企業向けのソフトウェア売上高は、前期比3.2%増となりました。これは、一般法人向けのFX4クラウドの利用法人数が増加したことによるものです。
- ④システムコンサルティング売上高は前期比11.6%減となりました。これは、クライアントサーバー型のFX4からFX4クラウドへの切替えに伴いサーバーの運用保守売上高が減少していることによるものです。
- ⑤TKC会員事務所向けおよびその関与先企業向けのパソコン、サーバー等のハードウェア売上高は前期比11.5%増となりました。これは、WindowsXPが本年4月にサポート期限を迎えることからパソコンの新機種への移行が堅調に推移していることによるものです。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

- ①地方公共団体事業部門における売上高は1,631百万円（前期比18.5%減）、営業損失は195百万円（前第1四半期連結累計期間は営業損失475百万円）の業績となりました。
- ②市町村向けのコンピュータ・サービス売上高は、前期比1.3%増となりました。これは、TAS Kクラウドシステム導入が伸展していることによるものです。
- ③市町村向けのソフトウェア製品売上高は、前期比7.8%減となりました。これは、クラウド化の進展に伴い減少したサーバー等のハードウェアに付随したOS、ミドルウェア製品関連売上が、今期は減少したことによるものです。
- ④コンサルティング・サービス売上高は、前期比78.6%減となりました。これは、前第1四半期連結累計期間に地方税電子申告に関連する導入支援業務が増加しましたが、全市町村で受付環境が整備されたことから、当第1四半期連結累計期間はこれが大幅に減少したことによるものです。
- ⑤市町村向けパソコン、サーバー等のハードウェア売上高は、前期比80.5%減となりました。これは、前第1四半期連結累計期間に集中した基幹系システムの更新に伴うサーバー等の販売が当第1四半期連結累計期間は減少したことによること、およびサーバーを庁内に設置するクライアント・サーバー型から庁内にサーバーの設置が不要なクラウド型「TAS Kクラウドサービス」へ移行したことにより、サーバーの販売台数が大幅に減少したことによります。

(3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

- ①印刷事業部門における売上高は781百万円（前期比8.8%減）、営業損失は82百万円（前第1四半期連結累計期間は営業利益14百万円）の業績となりました。

- ②ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比6.0%増となりました。これは、ビジネス帳票は需要減退による受注額の減少が続いていますが、大口のスポット受注と定期物件の獲得で増加しました。
- ③DPS（データプリントサービス）関連商品の売上高は、前期比17.9%減となりました。これは、前第1四半期連結累計期間に行われた選挙関連商品の減少と大口スポット商品等が大きく減ったことによります。

2. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

当社の会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的の「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」に基づいて、顧客である税理士または公認会計士（以下、TKC会員）が組織するTKC全国会（平成25年12月31日現在の会員数は1万600名）との密接な連携の下で事業を展開しています。

（注）TKC全国会については、『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ（<http://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

（1）TKC全国会の活動について

①TKC全国会の重点活動テーマ

TKC全国会は、「いまこそ、社会の期待に応えよう！ ～めざせ！中小企業のビジネスドクター～」を平成25年12月までの統一行動テーマとして掲げ、以下の重点活動テーマと行動指針に沿って活動を展開してきました。

1) 重点活動テーマ

- i) 中小企業の経営力・資金調達力の強化を支援する
- ii) 適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する
- iii) 会計事務所の業務品質と経営効率のさらなる向上を図る

2) 行動指針

- i) 経営者の計数管理能力向上に向けた自計化の推進
- ii) 継続MASシステムを活用した経営助言の実践
- iii) 記帳適時性証明書の決算書への添付件数拡大
- iv) 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」への準拠
- v) 巡回監査支援システムの活用による巡回監査の質的向上
- vi) 巡回監査に基づく書面添付の実践件数拡大
- vii) OMSのフル活用による事務所管理体制の構築
- viii) 関与先のトータル・リスク管理指導

これらの活動は、わが国の中小企業の健全な発展のために、国の施策に沿って「中小企業が自ら勝ち残ることができる企業力（戦略的経営力）」の強化を支援することを目的として実施したものです。

当社では、こうしたTKC全国会の活動が中小企業の生き残り と健全な発展に寄与し、またTKC全国会の社会的認知度の向上へつながるものと認識し、システムの拡充および人的支援などへ積極的に取り組んできました。

②TKC全国会創設50周年（2021年）に向けての政策課題と戦略目標

平成25年1月18日に開催された「平成25年TKC全国会 政策発表会」において、「TKC全国会創設50周年（2021年）に向けての政策課題と戦略目標」が提言され、7月18日に開催された「TKC全国役員大会」で決議されました。

これは、これまでのTKC全国会の5つの事業目的に「中小企業の存続・発展の支援」を新たに追加するとともに、TKC会員事務所数の拡大と関与先企業数100万社を目指した戦略目標について言及したものです。

具体的な戦略目標は以下のとおりです。

- 1) TKC会員事務所数：1万超事務所
- 2) TKC会員事務所の税理士数：1万5,000人
- 3) K（継続MASシステムの徹底活用）・F（TKC自計化システムの普及）・S（書面添付の実践と「記帳適時性証明書」の決算書への積極的な添付と開示、「中小会計要領」の普及）：各50万社
- 4) 巡回監査士数：2万人
- 5) 企業防衛加入関与先企業数：30万社

こうしたTKC全国会の取り組みは、継続MASシステムやFXシリーズ（関与先向け財務会計ソフト）など、当社が提供するシステムの活用が前提となっています。

（2）高まる社会からの税理士への期待

こうしたTKC全国会の活動の背景には、税理士が果たす役割に対して社会からの期待が高まってきていることが挙げられます。

平成24年8月30日に、「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（中小企業経営力強化支援法）」が施行され、中小企業に対する経営支援の担い手として、既存の中小企業支援団体に加え、税理士・税理士法人等が「経営革新等支援機関」（以下、認定支援機関）として公的な支援機関に位置づけられました。

また、平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」（経営者保証に関するガイドライン研

研究会)でも、経営者に対して事業計画の作成や業績見直しおよびその進捗状況等の財務状況の正確な把握と、適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保を求め、その信頼性の向上の観点から「外部専門家(公認会計士・税理士等)」による検証とその検証結果と併せた開示が望ましいとしています。

当社では、こうした社会制度の変化へTKC会員事務所が適確に応えていけるよう、中小企業の存続と発展に役立つコンピュータサービス、ソフトウェアなどの開発・提供へ積極的に取り組んでいます。

(3) 「中小企業の経営力・資金調達力の強化を支援する」ための活動

国は、中小企業経営者に対して「自らの経営状況(P/L、B/S等)や資金繰りへの説明能力を高める」と、**「期中管理(経営計画や資金繰り計画の作成等)」**の実施を求めています。しかし、中小企業の現状を見ると、期中は「現金主義」による記帳を行い、決算時にだけ「発生主義」による決算書を作成するケースが多く存在します。こうした場合、掛取引が月次決算に反映されないなどにより、経営者は期中における正しい業績を把握することができません。経営者が会社の業績を正しく把握し、中小企業経営力強化支援法が求める「資金繰りへの説明能力の向上」と「期中管理の実施」を実現するためには、中小会計要領に準拠したタイムリーな記帳と発生主義に基づく「月次決算」が不可欠です。

当社では、中小企業経営者が自社の経営状況をタイムリーに把握するとともに経営改善計画の実施状況のモニタリングを支援するFXシリーズの普及促進と、経営改善・経営革新計画(中期経営計画)と次期経営計画(短期予算)の策定を支援する継続MASシステムの利用拡大に注力しています。

平成25年10月からはこれまでの支援活動に加え、事務所単独による自計化の推進体制の構築を支援するため、当社社員が関与先企業へTKC会員事務所と同行し、FXシリーズの利用促進を直接行う支援活動を開始しました。その結果、当社社員が企業同行を行った関与先企業の半数以上でFXシリーズが採用されています。

なお、平成25年12月31日現在で、FXシリーズは約18万5,000社の関与先企業で利用され、継続MASシステムは約7,000事務所に利用されています。

(4) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

当社では、TKC会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として、平成21年9月より「記帳適時性証明書(会計帳簿作成の適時性(会社法第432条)と電子申告に関する証明書)」を発行しています。これは、過去の仕訳および勘定科目残高の遡及処理(追加・訂正・削除)を禁止する当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたもので、TKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導(月次巡回監査)しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社TKCが第三者として証明するものです。

この記帳適時性証明書は金融機関から高く評価され、三菱東京UFJ銀行では平成25年8月5日に、認定支援機関であるTKC会員が顧問する関与先企業を対象として、融資や金利優遇の判断に「記帳適時性証明書」の記載内容を用いる融資商品「極め(きわめ)」を発表しました。同様に、商工組合中央金庫や中京銀行など全国の金融機関においても決算書の信頼性を重視し、融資や金利優遇の判断に記帳適時性証明書を用いる融資商品が発表されています。

当社では、積極的な広報・広告活動を通じ、記帳適時性証明書の知名度の向上と理解の促進を図っています。

(5) 中小会計要領の普及支援活動

中小企業経営力強化支援法が求める経営支援の基盤となるのが、中小企業の財務経営力・資金調達力の向上に資する会計ルールである「中小会計要領」です。

TKC全国会では、この活用を促進するため、平成26年12月までに実践事務所5,000事務所、適用企業6万社の達成を目標としてTKC会員に対する普及促進活動を展開しています。この結果、平成25年12月31日までに実践事務所数は5,400事務所超、適用企業数は約13万6,000社となりました。

(6) 改正消費税法への対応について

当社の財務会計システムは、かねてより消費税の複数税率に対応しており、平成26年4月1日以降に取引を入力する場合、入力された取引年月日や課税区分等により消費税率(5%、8%)を自動的に初期表示するとともに、旧税率(5%)が適用される経過措置にも対応しています。

当第1四半期連結累計期間においては、平成26年4月1日以降に適用される税率テーブルに、新税率(8%)の設定を追加しました。さらに、改正消費税法を踏まえ、仕訳辞書機能や勘定科目別消費税額集計表の税率絞り込み機能などを強化し、効率的な仕訳入力や入力内容のチェックを実現しました。これにより当社の財務会計システムを利用する企業では、適法・適正な消費税対応が可能となります。

(7) 「会計事務所の業務品質と経営効率のさらなる向上を図る」ための活動

会計事務所においては、月次巡回監査の完全実施や税理士法第33条の2に規定する書面添付の実践等に加えて、同法第41条(業務処理簿の作成)および第41条の2(使用人等に対する監督義務)を順守する事務所体制の構築がこれまで以上に求められています。

当社では、こうした事務所体制の構築を支援するため、会員事務所の生産性と業務品質の向上を目的として開発した「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム(OMS)」シリーズの利用を促進しています。

平成25年12月31日現在でOMSシリーズは約5,700事務所に利用されています。

(8) 未入会税理士へのTKC全国会入会促進活動

TKC全国会ニューメンバーズサービス委員会は、平成25年11月に開催した「NMフォーラム2013in京都」において、TKC全国会の戦略目標の一つである「TKC会員1万超事務所」を実現するための会員増強支援活動計画を発表しました。計画では2021年までの期間を4つに分け、その最初の期間となる平成25年10月から26年12月までにTKC会員事務所数を9,001事務所以上とするとしています。

当社ではこの方針に基づき、NMフォーラムに参加した未入会税理士139名への入会促進を行うとともに、TKC会員から紹介を受けた未入会税理士1,000名超に対して、積極的な入会促進活動を展開しています。

また、平成25年12月から開業5年未満の未入会税理士を対象とした「会計事務所経営セミナー」を全国13カ所で開催するとともに、平成26年1月からは、中堅・大型会計事務所向けセミナーも開催しています。

(9) 関与先拡大支援

①小規模企業の自計化推進の支援

当社では年商1億円未満の小規模企業向けに、会計、給与、請求をワンパッケージとした「e21まいスター」を提供しています。当システムについて会計事務所へ請求するレンタル料に関する特別キャンペーンを実施し、TKC会員の自計化推進を支援しています。また、3年間無償で利用できるホームページ作成サービスなど小規模企業の経営に役立つ機能の拡充に取り組み、平成25年12月31日現在で約2万9,000社に利用されています。

②中堅・大企業市場における関与先拡大支援

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、グループの成長戦略として子会社の海外展開を準備する企業が増える一方、すでに海外展開している企業では海外子会社の財務情報の適正性、正確性、迅速性が課題となるなど、海外子会社を含めたグループ業績管理の強化が必至となっています。また、IFRS（国際会計基準）については、上場企業を中心に任意適用企業が拡大しています。

また、税務分野においては連結納税制度の適用法人が年々増加し、その裾野は中堅・大企業から中小企業へと広がっており、今後一段と加速することが想定されています。

一方、平成26年1月より「給与所得の源泉徴収票等の法定調書・給与支払報告書」の提出枚数が1,000枚（前々年を基準）以上の事業者については電子申告または光ディスクによる電子的提出が義務化されたことを受けて、平成25年末までに全ての市町村において地方税の電子申告受付がスタートしており、今後、中堅・大企業においても電子申告の利用が急速に進むことが予想されています。

当社では、中堅・大企業向けに「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」）を開発・提供し、平成25年12月31日現在で約1,900企業グループ（約1万4,000社）に利用されています。また、これらのシステムを利用する企業グループにおいては、TKC会員が子会社の税務顧問に就任したり、会計・税務に係る各種コンサルティング・サービス業務を受託するケースも増え、中堅・大企業市場におけるTKC会員の関与先拡大に資する成果も目立ってきました。

当第1四半期連結累計期間においては、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（平成25年12月31日現在の会員数は1,100名超）と連携して、「海外展開企業の経営管理」や「連結納税」をテーマにセミナーを開催しました。また、TKC連結グループソリューションの強化・拡充に努めるとともに、平成25年11月より電子申告システム「e-TAX法定調書」「e-TAX償却資産」の提供を開始しました。なお、「e-TAX法定調書」は日本郵政スタッフ株式会社にご採用いただきました。約40万人分の法定調書・給与支払報告書の電子申告は国内でも最大級となります。

さらに、海外展開を進める中小企業および中堅・大企業への支援策を強化するため「海外ビジネスモニター（英語名：Overseas Business Monitor）」を平成25年12月より提供するとともに、その利用促進および各種情報の収集・発信を行う部署として海外展開支援室（平成26年1月1日付）を新設しました。

③TKC全国会研究会への支援活動

TKC全国会では、公益法人、社会福祉法人、病院・診療所など（以下、非営利法人等）個々の分野の会計と税務に精通したTKC会員による研究会を組織し、非営利法人等の経営改善に向けた活動を支援しています。なかでもTKC全国会社会福祉法人経営研究会では、TKC会員向け研修会や社会福祉法人向けセミナーの開催など積極的な活動を展開しています。

当社では、こうした研究会の活動を支援するため、小規模社会福祉法人に特化した財務会計システム「TKC社会福祉法人会計データベース」と、中・大規模社会福祉法人向けの「FX4クラウド（社会福祉法人会計用）」を提供しています。特に、新「社会福祉法人会計基準」の施行にあわせて平成24年3月より提供を開始した「FX4クラウド（社会福祉法人会計用）」は、平成25年12月31日現在で約600法人に採用されており、そのうち約200法人は、新たにTKC会員の関与を受ける法人または他社システムからの移行となっています。

また、平成25年12月31日現在、公益法人向けでは「FX4（公益法人会計用）」と「FX4クラウド（公益法人会計用）」があわせて約500法人に採用されるなど、公益法人市場におけるTKC会員の関与先拡大を支援しています。

(10) 優良関与先の離脱防止と関与先拡大

当社では、TKC会員事務所の中堅関与先の離脱防止と関与先拡大を支援するため、年商5億～50億円規模の中堅企業向けの「統合型会計情報システム」（FX4クラウド）を提供しています。

このFX4クラウドの利用促進にあたっては、TKC全国会が「FX4クラウドを活用した会計事務所のビジネスモデルの確立」を活動目的とするTKC全国会中堅企業自計化推進プロジェクトを組織し、TKC会員に対して関与先企業へのシステム推進を推奨しています。当社では、このプロジェクトの活動に合わせ、TKC会員の中堅企業の新規関与先拡大を支援すべく、FX4クラウドの機能強化に努めるとともに、テレビCM、新聞・Web広告等を継続して展開しています。

また、平成25年11月から12月には、全国40会場において「TKC戦略経営者セミナー2013」を開催し、TKC会員の関与先を中心として400社超の企業に参加をいただきました。なお、「FX4クラウド」の利用企業数は、平成25年12月31日現在で約3,800社となっています。

(11) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全ての法律分野にわたる25万5,000件超（平成25年12月31日現在）の判例等を収録しています。また、LEX/DBインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「TKCローライブラリー」には84万3,000件を超える文献情報、45の「専門誌等データベース」を収録し、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成25年12月31日現在で約1万4,500機関に利用されています。

当期においても、法律事務所を中心とする一般市場の販売促進活動に注力しています。特に、株式会社ぎょうせいとの共同販売体制によるTKCローライブラリー基本サービスセット、交通事故関連、ビジネス法務関連の実務に役立つコンテンツの販売促進へ取り組むとともに、同社の全国ネットワークを生かして「法律事務所実務セミナー」を定期的に開催し好評を博しています。また、公益財団法人公正取引協会と競争法関連専門誌『公正取引』のデータベース化事業について業務提携し、平成25年8月にはTKCローライブラリーに「公正取引Web」を追加し、サービスを開始しました。これらにより、弁護士や企業法務等の実務家への販売強化を図っています。

さらにアカデミック市場では、厳しい経営環境にある法科大学院を支援するため、コストパフォーマンスの高い「TKC法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用を提案し、現在71校で利用されています。当期においては、同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援する「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」等の演習システムに司法試験の過去問題を追加するなど定期的なレベルアップを図りました。

一方、「TKCローライブラリー（海外版）」の代理店販売は、大韓民国や台湾をはじめとするアジア諸国、ドイツ、イギリス、アメリカなど各国の裁判所・政府機関や大学等からの引き合いがあり、平成25年12月31日現在で50超のライセンスが利用され、アジアを中心に今後も利用拡大が見込まれています。

3. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

当社の地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 「TKC行政クラウドサービス」の開発・提供

当社では地方公共団体向けクラウドサービスとして、人口50万人程度までの市区町村を対象とする「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。TKC行政クラウドサービスは、住民向け・基幹系・庁内情報系の各サービスを支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」により構成されています。クラウド・コンピューティングの高い柔軟性や拡張性、安全性などの特長を最大限に生かしたサービスにより、財政規模の小さい地方公共団体でも最小のコストで、最適な業務プロセスを実現できるよう支援しています。

なお、TASKクラウドサービスは、基幹系サービスおよび庁内情報系サービス（公会計システム等）を合わせ、平成25年12月31日現在、50団体超で稼働しています。このうち公会計システムでは、2団体の新規受注をしました。

(2) 地方税の電子申告への対応

当社では、地方税の電子申告受付環境を整備しその受付業務を支援する目的で「TASKクラウド地方税電子申告支援サービス」を提供しています。当サービスの販売においては、アライアンス・パートナー契約を結ぶ全国の地方公共団体向けシステム・ベンダーと共に提案活動を展開し、平成25年12月31日現在で710団体に利用されています。

なお、平成25年11月末には、全国全ての市区町村で地方税の電子申告の受付サービスが開始されました。

(3) 住民向けサービスの拡充

当社では、総務省が住民の利便性向上と住民基本台帳カードの多目的利用の一環として推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」を実現するシステムとして、「TASKクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。これは全国の市区町村を対象にクラウド方式で提供する国内初のサービスで、平成25年12月31日現在で約10団体に利用されています。

(4) 法律および制度改正等への対応

当社では、「社会保障と税の一体改革」の各施策への対応に向けた準備を開始しています。一体改革には、①社会保障制度改革、②安定財源確保（税制改革）、③改革実現のためのインフラ整備、④景気停滞懸念への経済対策——などの面があり、それぞれ大規模な法律や制度等の改正が予定されることから、これに完全準拠したシステムの提供に向けた分析・設計を進めています。

今後、当社が実施する主な施策のポイントは以下のとおりです。

- ①社会保障制度改革：「子ども・子育て支援新制度」への対応等
- ②安定財源確保（税制改革）：「消費税率の引き上げ」への対応等
- ③改革実現のためのインフラ整備：「番号制度」への対応等
- ④景気停滞懸念への経済対策：「臨時福祉給付金」への対応等

4. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社の印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷およびデータプリントサービス（DPS）事業を軸に製造・販売を展開しています。

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前第1四半期連結累計期間に行われた選挙関連商品のスポット受注と官公庁の大ロスポート商品等の減少によりDPS商品の受注が大きく下がり、前第1四半期連結累計期間と比較し売上高が8.8%減少しました。

II 財政状態

1. 資産の部について

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、69,022百万円となり、前連結会計年度末72,723百万円と比較して3,700百万円減少しました。

(1) 流動資産

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、29,134百万円となり、前連結会計年度末33,352百万円と比較して4,217百万円減少しました。

その主な理由は、現金及び預金ならびに売掛金が減少したこと等によるものです。

(2) 固定資産

当第1四半期連結会計期間末における固定資産は、39,887百万円となり、前連結会計年度末39,370百万円と比較して、517百万円増加しました。

その主な理由は、投資有価証券が増加したこと等によるものです。

2. 負債の部について

(1) 流動負債

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は、6,681百万円となり、前連結会計年度末10,689百万円と比較して、4,007百万円減少しました。

その主な理由は、未払法人税等、買掛金および賞与引当金が減少したこと等によるものです。

(2) 固定負債

当第1四半期連結会計期間末における固定負債は、4,623百万円となり、前連結会計年度末4,612百万円と比較して、10百万円増加しました。

その主な理由は、退職給付引当金が増加したこと等によるものです。

3. 純資産の部について

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、57,717百万円となり、前連結会計年度末57,421百万円と比較して296百万円増加しました。

その主な理由は、その他有価証券評価差額金が増加したこと等によるものです。

なお、当第1四半期連結会計期間末における自己資本比率は、81.6%となり、前連結会計年度末77.1%と比較して4.5ポイント増加しました。

III 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

IV 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は48百万円であります。

また、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年11月12日		
新株予約権の数(個)	344		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,400	(注) 1	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1		
新株予約権の行使期間	自 平成25年12月10日 至 平成60年12月9日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1,324	(注) 2
	資本組入額	662	
新株予約権の行使の条件	(注) 3		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。		
代用払込みに関する事項	—		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4		

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額と行使時の払込金額を合算しております。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位又は使用人の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たると場合は翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役及び監査役の地位並びに使用人の地位を喪失した者が、その地位を喪失した日から10日以内に当社の取締役に就任し、若しくは当社の商業使用人となる場合は、その者は新株予約権を行使することができないものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編成行

為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に定める新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	—	26,731,033	—	5,700	—	5,409

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 121,700	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 26,561,800	265,618	—
単元未満株式	普通株式 47,533	—	—
発行済株式総数	26,731,033	—	—
総株主の議決権	—	265,618	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

②【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社TKC	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	116,200	—	116,200	0.43
株式会社TKC出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	—	5,500	0.02
計	—	121,700	—	121,700	0.46

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期連結累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,622	21,148
受取手形及び売掛金	7,349	4,865
有価証券	300	300
たな卸資産	562	691
その他	2,567	2,177
貸倒引当金	△49	△47
流動資産合計	33,352	29,134
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,735	5,686
土地	6,322	6,322
その他（純額）	1,681	1,588
有形固定資産合計	13,740	13,597
無形固定資産	1,646	1,890
投資その他の資産		
投資有価証券	5,502	6,157
長期預金	14,000	14,000
差入保証金	1,354	1,349
その他	3,130	2,897
貸倒引当金	△2	△4
投資その他の資産合計	23,984	24,400
固定資産合計	39,370	39,887
資産合計	72,723	69,022
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,460	1,576
短期借入金	41	79
未払金	3,289	2,568
未払法人税等	780	30
賞与引当金	2,274	1,077
その他	842	1,348
流動負債合計	10,689	6,681
固定負債		
長期借入金	0	0
退職給付引当金	3,657	3,679
その他	953	942
固定負債合計	4,612	4,623
負債合計	15,301	11,304

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,409	5,409
利益剰余金	44,966	44,828
自己株式	△194	△195
株主資本合計	55,880	55,742
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	172	587
その他の包括利益累計額合計	172	587
新株予約権	55	100
少数株主持分	1,312	1,287
純資産合計	57,421	57,717
負債純資産合計	72,723	69,022

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)
売上高	11,368	11,322
売上原価	4,238	4,106
売上総利益	7,130	7,216
販売費及び一般管理費	6,657	6,478
営業利益	472	737
営業外収益		
受取利息	6	5
受取配当金	15	18
保険配当金	11	16
受取地代家賃	8	8
持分法による投資利益	4	5
その他	11	8
営業外収益合計	57	63
営業外費用		
支払利息	0	0
自己株式取得費用	0	—
その他	0	—
営業外費用合計	1	0
経常利益	528	800
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	0	0
税金等調整前四半期純利益	528	800
法人税、住民税及び事業税	25	21
法人税等調整額	238	359
法人税等合計	263	380
少数株主損益調整前四半期純利益	264	419
少数株主損失(△)	△0	△27
四半期純利益	265	447

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	264	419
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	463	421
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	463	422
四半期包括利益	728	842
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	728	862
少数株主に係る四半期包括利益	0	△20

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	458百万円	434百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年12月21日 定時株主総会	普通株式	586	22	平成24年9月30日	平成24年12月25日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年12月20日 定時株主総会	普通株式	585	22	平成25年9月30日	平成25年12月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

- I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	8,509	2,001	857	11,368	—	11,368
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	14	0	371	386	△386	—
計	8,524	2,002	1,228	11,755	△386	11,368
セグメント利益又は損失(△)	933	△475	14	472	0	472

- (注) 1. セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

- II 当第1四半期連結累計期間(自平成25年10月1日至平成25年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	8,909	1,631	781	11,322	—	11,322
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	2	0	383	386	△386	—
計	8,911	1,632	1,165	11,709	△386	11,322
セグメント利益又は損失(△)	1,014	△195	△82	736	0	737

- (注) 1. セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	9円95銭	16円81銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	265	447
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	265	447
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,646	26,612
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	9円94銭	16円78銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	36	59
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

株式会社TKC

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上林 三子雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野田 裕一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	T K C C o r p o r a t i o n
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長角一幸及び当社最高財務責任者岩田仁は、当社の第48期第1四半期（自平成25年10月1日 至平成25年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。